

# 入金専用カードサービスご利用規定

## 株式会社みずほ銀行

### 1. 入金専用サービスとは

入金専用カードサービス（以下「本サービス」といいます）とは、当行所定の条件を満たし、当行が本サービスの利用を認めたお客さま（以下「利用者」といいます）の代理人が、入金専用カード（以下「カード」といいます）により、当行国内本支店の現金自動預入引出機（以下「ATM」といいます）を使用して、利用者が指定する預金口座へ預け入れ（以下「入金」といいます）をすることができるサービスをいいます。

### 2. カードの発行

- (1) 当行は、利用者が書面により届け出た代理人についてカードを発行します。
- (2) 前項の代理人は、利用者の従業員に限るものとします。
- (3) 第1項によりカードの発行を受けた代理人以外の者がカードを使用することはできません。

### 3. カードの利用状況の確認

利用者は、当行から、前条第2項に定める者によるカードの保有または利用状況について確認するよう依頼があったときは、速やかに確認のうえ当行へ回答するものとします。

### 4. 手数料

利用者は当行に対し、当行所定の日に当行所定の料率による本サービスの利用手数料およびカード発行手数料を支払うものとします。

### 5. ATMによる入金

- (1) ATMを利用して入金するときは、ATMにカードと現金を挿入してください。ATMにより現金を確認したうえで入金の手続を行います。
- (2) ATMによる入金は、当行所定の種類の紙幣及び硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

### 6. ATMの故障時の取り扱い

停電、故障等によりATMによる入金ができないときは、窓口営業時間に限り、当行国内本支店の窓口で入金することができます。

### 7. カードの紛失、届出事項の変更

- (1) カードを紛失した場合は、直ちに利用者が書面により当行に届け出てください。
- (2) 代理人を追加または解除する場合、その他届出事項に変更があった場合は、利用者が書面により当行に届け出てください。
- (3) 代理人が第2条第2項に定める者としての地位を失ったときは、利用者が直ちに書面により代理人の変更を当行に届け出または本サービスの解除を当行に申し出てください。
- (4) カードを紛失した場合のカードの再発行は、当行所定の手続の後にを行います。
- (5) カードを再発行する場合は、当行所定の再発行手数料をいただきます。

### 8. 譲渡、貸与の禁止

利用者は、カードを他人に譲渡、もしくは代理人以外の者にカードを貸与することができないものとし、また、代理人にこれらの行為をさせないものとします。

### 9. カードの利用停止等

- (1) カードの利用を取りやめる場合は、カードを当行に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など、当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りする場合があります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、当行は、利用者に対する通知・催告等なしに、本サービスまたはカードの利用を停止することができます。

第2条第2項に定める者以外の者がカード発行を受けた場合、またはカードを保持している場合、本規定に定める事項に違反した場合。

以 上